

# USPTO の AI エージェント「Class ACT」分析レポート

## 商標分類の自動化が知財戦略に与える影響

作成日：2026年4月1日

作成者：Manus AI

### 1. エグゼクティブサマリー

2026年3月19日、米国特許商標庁（USPTO）は商標出願の事前処理プロセスを自動化する初の専用 AI エージェント「**Class ACT**（Trademark Classification Agentic Codification Tool）」の導入を発表した<sup>1</sup>。これまで最大5ヶ月を要していた国際分類の割り当て、デザインサーチコードの付与、擬似マークの生成という3つの前処理作業を、AIが即座に（5分以内、場合によっては5秒以内に）完了させる能力を持つ。

本ツールは単なる行政効率化にとどまらず、商標出願の戦略立案、クリアランス検索の精度、ブランド保護の速度に至るまで、知財実務の根幹に影響を与えるものである。本レポートでは、Class ACTの技術的詳細を分析し、企業の知財戦略に与える多面的な影響を体系的に整理する。

<sup>1</sup>USPTO, "[Trademark classification goes agentic with USPTO's announcement of 'Class ACT' assistant](#)", Press Release 26-04, March 19, 2026.

## 2. 導入の背景：商標行政のボトルネック

### 2.1 出願件数の急増と審査遅延

USPTO への商標出願件数は 2020 年以降、高水準で推移している。2024 年度（FY2024）には約 **76 万 5,000 件** の出願が受理され、2023 年度比で約 4% 増加した<sup>2</sup>。2025 年第 1 四半期（2024 年 10～12 月）だけでも約 **20 万 5,000 件** が出願されており、出願増加の勢いは衰えていない。

この出願増加を受け、審査の遅延（ペンデンス）が深刻な問題となっていた。2025 年第 1 四半期時点での「First Action Pendency（出願から最初の審査通知までの平均期間）」は 6.1 ヶ月であり、USPTO の長期目標である 4.5 ヶ月を依然として上回っている<sup>3</sup>。

指標	現状（Q1 2026）	目標
First Action Pendency	4.5 ヶ月	4.5 ヶ月（長期目標）
Total Pendency	10.3 ヶ月	11 ヶ月以下
First Action Quality	96.7%	—
Final Action Quality	98.8%	—

出典：USPTO Trademarks Dashboard Q1 2026<sup>4</sup>

### 2.2 事前処理の構造的問題

審査遅延の主因の一つが、審査官による実体審査に先立つ「事前処理（Pre-processing）」の遅れであった。商標出願のうち、ロゴや図形を含む商標、特殊な綴

<sup>2</sup>Sterne Kessler, "Filings Up, Pendency Down – USPTO 2024 Year in Review (& Early Thoughts for 2025)", February 27, 2025.

<sup>3</sup>USPTO, "Trademarks Dashboard Q1 2026", accessed April 1, 2026.

りを持つ商標、国際分類が未指定の商標は、検索可能な状態にするために以下の3種類のメタデータを手動で付与する必要があった。

*「Trademark applications with logos, designs, unconventional spelling, or no international class can make searching difficult. Historically, USPTO employees add design search codes, pseudo marks, and international classification to make finding these applications easier. However, the surge in trademark applications caused this process to take several months, affecting examination and our customers.」*

— USPTO プレスリリース (2026年3月19日)<sup>5</sup>

この手作業によるコーディング作業が最大5ヶ月の遅延を生み出しており、審査官が実体審査を開始できない状態が続いていた。

---

## 3. Class ACT の技術的詳細

### 3.1 AI エージェントとしての設計思想

Class ACT は単なる分類アルゴリズムではなく、\*\*「エージェント型 AI (Agentic AI) 」\*\*として設計されている点が重要である。エージェント型 AI とは、特定のタスクを自律的に完遂するために複数のステップを踏んで推論・行動する AI システムを指す。USPTO の John A. Squires 長官は「特定のタスクに特化した、最も情報集約的な前処理の側面を効率的に処理できる AI エージェント」と表現している<sup>6</sup>。

### 3.2 3つの主要機能

Class ACT が自動化する3つの機能は、それぞれが商標の検索可能性を担保するための独立したメタデータ生成プロセスである。

#### (1) 国際分類 (ニース分類) の割り当て

---

ニース分類（Nice Classification）は、商標の指定商品・役務を 45 のクラスに分類する国際標準体系である。未分類の出願に対して、Class ACT は指定商品・役務の内容を解析し、適切なクラスを即座に割り当てる。2026 年 1 月 1 日に発効したニース分類第 13 版（NCL 13-2026）では、AI 関連サービスが第 42 類に独立した項目として追加されており（AIaaS、AI コンサルティング、AI 技術研究など）、Class ACT はこれらの最新分類体系にも対応することが求められる<sup>7</sup>。

## (2) デザインサーチコードの付与

デザインサーチコードは、図形商標に含まれる視覚的要素を 6 桁の数値で表す USPTO 独自の分類インデックスである。例えば、山のイラストを含むロゴには山に対応するコードが、星を含むロゴには星に対応するコードが付与される。これにより、審査官は特定の図形要素を含む先行商標を横断的に検索できる。

従来、この作業は USPTO の職員が図形を目視で確認し、手動でコードを付与していたが、Class ACT は AI による画像認識技術を活用してこのプロセスを自動化する<sup>8</sup>。

## (3) 擬似マーク（Pseudo Marks）の生成

擬似マークとは、特殊な綴り、数字、記号、スタイライズされた文字を含む商標に対して、テキスト検索で漏れなく検索できるよう標準化されたテキスト表現を付与するものである。例えば「4EVER」という商標には「FOREVER」という擬似マークが付与され、「FOREVER」を含む先行商標との類似性検索が可能になる。Class ACT はこの擬似マークの生成も自動化する<sup>9</sup>。

### 3.3 ヒューマン・イン・ザ・ループの維持

AI が生成した分類情報は、最終的に USPTO の職員による人間のレビューを経て確定される。Senior Legal Advisor の Kathleen Cooney-Porter は「AI は高い精度でこの情

---

7Obhan Mason, "[The 2026 NICE Refresh: Codifying AI Services in Class 42 and implications for AI businesses](#)", January 28, 2026.

8MJZanon, "[New agency AI tool cuts classification prep from 5 months to 5 minutes. How 'Class ACT' Helps the USPTO Handle Figurative Marks Faster](#)", March 20, 2026.

報を即座に提供できる。情報は USPTO の人間がレビューするが、その恩恵は審査官と一般市民にほぼ即座に利用可能になる」と述べており<sup>10</sup>、AI が人間の判断を代替するのではなく、補完・支援するという設計方針が明確にされている。

---

## 4. 商標分類の自動化が知財戦略に与える影響

### 4.1 審査ペンデンスの短縮と早期権利化

Class ACT の最も直接的な効果は、前処理ボトルネックの解消による**審査期間の大幅な短縮**である。事前処理が5ヶ月から数分に短縮されることで、出願から実体審査開始までの期間が劇的に改善される。

企業の知財戦略の観点からは、以下の実務的メリットが生じる。

まず、新製品・新サービスのローンチに合わせた商標保護のタイムラインが予測しやすくなる。従来は事前処理の遅延が不確実要素となっていたが、Class ACT により審査スケジュールの見通しが立てやすくなる。次に、権利化の不確実な期間（出願から登録まで）が短縮されることで、ブランド投資のリスクが低減する。特に、スタートアップや新規事業においては、商標権の早期確立が資金調達や事業提携の交渉力に直結する場合がある。

### 4.2 クリアランス検索と監視の高度化

Class ACT によって図形商標や特殊な綴りの商標が出願直後から検索可能なデータベースに登録されるため、**クリアランス検索（先行商標調査）の精度と速度が向上**する。

---

従来は、事前処理が完了するまでの数ヶ月間、新規出願が事実上「見えない」状態にあり、その期間中に類似商標が出願されても検索で発見できないリスクがあった。Class ACTにより、このデッドゾーンが大幅に縮小される。

また、競合他社の商標出願を監視するウォッチングサービスにおいても、より早い段階で精度の高い情報を取得できるようになる。これにより、異議申し立て（Opposition）の機会を逃さず、より迅速かつ積極的なブランド保護が可能になる。

Reed Smith のアナリストは「By automatically coding design elements and pseudo marks, the quality of trademark searches performed by both examining attorneys and outside practitioners should be enhanced, strengthening clearance and enforcement efforts」と指摘している<sup>11</sup>。

### 4.3 テクノロジー企業・AI 関連ビジネスへの特別な影響

Class ACT の導入は、特にテクノロジー企業や AI 関連ビジネスにとって重要な意味を持つ。デジタル商品、ソフトウェア、AI サービスを提供する企業は、従来から商標分類の複雑性に直面してきた。

2026 年 1 月に発効したニース分類第 13 版では、第 42 類に AI 関連の独立した項目が追加された。これにより、企業は AI 関連サービスをより精確に保護できるようになったが、同時に既存のポートフォリオの見直しも必要となる。

---

#### ニース分類第 13 版における主要な AI 関連追加項目（第 42 類）

---

AI as a Service (AIaaS) : LLM アクセスや機械学習プラットフォームなどの AI インフラ

---

AI に関するコンサルティング : 一般的な IT コンサルティングと区別された AI 特化型アドバイザー

---

AI 技術に関する研究 : AI 研究・開発に従事する企業向けの独立カテゴリ

---

出典 : *Obhan Mason, The 2026 NICE Refresh*<sup>12</sup>

---

<sup>11</sup>Reed Smith, ["AI Comes to Trademark Law: What USPTO's Class ACT Means for Brand Owners"](#), March 26, 2026.

## 4.4 出願時の「精度の価値」の向上

AIによる自動分類が即座に行われるようになることで、出願書類の質がこれまで以上に重要になる。指定商品・役務の記載が曖昧であったり、商標の説明が不十分であったりすると、AIによる誤分類を招くリスクが高まる。

MJZanonのアナリストは「If the office is no longer delayed by coding and class-prep bottlenecks, then weak goods/services drafting, poor mark descriptions, or unclear filing strategy stand out sooner」と指摘する<sup>13</sup>。審査の遅延がなくなる分、出願時の戦略的な記載や正確なドラフティングの価値が相対的に高まる。

具体的には以下の点に注意が必要である。

第一に、指定商品・役務の記載は、AIが正確に分類できるよう、明確かつ具体的に記述することが求められる。第二に、図形商標の場合、商標の説明（Mark Description）を詳細に記載することで、AIによるデザインサーチコードの付与精度が向上する可能性がある。第三に、AIが付与した分類やコードが自社のビジネス意図と合致しているかを、出願人側が積極的に確認・検証する姿勢が求められる。

## 4.5 グローバルな知財戦略への示唆

USPTOのClass ACTは、知財機関によるAI活用の国際的な潮流の中に位置づけられる。WIPOのデータによると、主要な知財機関は既にAIを活用した商標・特許の分類支援ツールを導入しつつある<sup>14</sup>。

機関	AI活用の取り組み
USPTO（米国）	Class ACT：国際分類・デザインサーチコード・擬似マークの自動付与
EUIPO（欧州）	Easy Filing：NLPを活用した商品・役務の意味論的検索支援

<sup>14</sup>WIPO, "[Index of AI initiatives in IP offices](#)", accessed April 1, 2026.

機関	AI 活用の取り組み
IP Australia（豪州）	TMICS API：NLP を活用した商標国際分類サービス
WIPO	IPCCAT：特許分類の自動化、グローバルブランドデータベースの画像検索
JPO（日本）	AI 活用アクションプラン（FY2024）に基づく取り組み

出典：WIPO, *Index of AI initiatives in IP offices*<sup>15</sup>

この国際的な動向を踏まえると、企業は USPTO の Class ACT による変化を単なる米国内の問題として捉えるのではなく、グローバルな知財管理戦略の見直しの契機として活用すべきである。

---

## 5. 実務上の課題とリスク

### 5.1 AI の精度と誤分類リスク

Class ACT は「高い精度」で分類を行うとされているが、AI システムには誤分類のリスクが内在する。特に、新興技術分野や複合的な商品・役務を提供する企業の場合、AI が適切な分類を判断できない可能性がある。

誤分類が生じた場合、以下のリスクが考えられる。まず、権利範囲の意図せぬ限定化として、誤ったクラスに分類されることで、本来保護すべき商品・役務が権利範囲から外れるリスクがある。次に、審査の遅延として、誤分類を修正するための手続きが発生し、かえって審査が遅延する可能性がある。さらに、クリアランス検索の信頼性への影響として、誤ったデザインサーチコードや擬似マークが付与された場合、他の出願人のクリアランス検索に影響を与える可能性がある。

---

## 5.2 人間の専門的判断の不可欠性

Acting Trademark Commissioner の Dan Vavonese 氏は「AI ツールの開発・導入により、従業員は審査における実体的な問題に経験に基づく判断と推論を適用することに集中できる」と述べている<sup>16</sup>。これは、AI が定型的・反復的な作業を担う一方で、人間の専門家が高度な法的判断を担うという役割分担を明確にするものである。

知財実務者は、Class ACT による効率化の恩恵を享受しつつも、AI の出力を批判的に検証し、最終的な戦略判断は人間が行うという姿勢を維持することが重要である。

## 5.3 今後の展開と継続的なモニタリングの必要性

USPTO は「More AI trademark solutions are coming soon」と予告しており<sup>17</sup>、Class ACT は商標行政の AI 化の始まりに過ぎない。今後、実体審査プロセスへの AI 導入、類似商標の自動検出、不正出願の自動識別など、さらなる自動化が進む可能性がある。

企業の知財担当者や実務者は、USPTO の AI 化の動向を継続的にモニタリングし、自社の知財戦略を適宜アップデートしていく必要がある。

---

## 6. 結論：知財戦略へのインプリケーション

Class ACT の導入は、商標行政における「AI エージェント」活用の先駆的事例として、知財実務に以下の戦略的インプリケーションをもたらす。

---

第一に、**スピードの戦略化**として、審査期間の短縮を見越した出願タイミングの最適化が可能になる。新製品・サービスのローンチスケジュールと商標出願のタイムラインをより緊密に連携させる戦略が有効になる。

第二に、**出願品質の向上投資**として、AIによる自動処理が前提となる環境では、出願書類の精度・品質がより直接的に審査結果に影響する。専門家によるドラフティングの価値が再評価される。

第三に、**リアルタイム競合監視の強化**として、競合他社の商標出願がより早期に検索可能になることを活用し、ウォッチングサービスの精度向上と早期対応体制の整備が求められる。

第四に、**AI 関連商標ポートフォリオの再評価**として、ニース分類第 13 版の AI 関連項目の追加と合わせて、自社の AI 関連サービスの商標保護が適切なクラスでカバーされているかを確認し、必要に応じてポートフォリオを補強する。

第五に、**グローバル整合性の確保**として、USPTO の Class ACT に象徴される各国知財機関の AI 化の動向を踏まえ、グローバルな商標ポートフォリオ管理においても、各国の分類基準と AI 活用状況を考慮した統合的な戦略が必要となる。

USPTO の Acting Chief AI and Data Officer である Rob Hayes は「AI done right: faster results, higher quality, happier stakeholders. The Trademark Office is setting the standard」と述べている<sup>18</sup>。Class ACT は、AI が知財行政の標準的なインフラとなる時代の到来を告げるものであり、企業の知財戦略もこの変化に対応した進化が求められる。

---

## 参考文献

---